

姫路市北部農山村地域活性化基本計画策定検討会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市北部農山村地域活性化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、幅広く意見を聴取するため、姫路市北部農山村地域活性化基本計画策定検討会（以下「検討会」という。）の開催について必要な事項を定めるものとする。

(検討会への参加)

第2条 市長は、検討会の開催に際して、次に掲げる者から適当と認めるものに対し、会議への参加を要請するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表者
- (3) 地域農林業者
- (4) 農業団体関係者
- (5) 農業委員関係者
- (6) 地域経済界関係者
- (7) 市議会議員
- (8) 公募委員
- (9) 行政関係者
- (10) その他基本計画の検討にあたって必要と認める者

2 同条第1項に定める参加の要請は、基本計画の策定まで随時行うものとする。

(意見等)

第3条 検討会への参加の要請があった者は、基本計画に関して次に掲げる事項について意見し、又は提案を行うことができる。

- (1) 基本計画の基本的な方針の検討に関すること。
- (2) 基本計画の策定に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関して必要と認めること。

(意見等の取扱い)

第4条 市長は、基本計画の検討において、検討会で表明された意見等を参考とすることができる。

(座長)

第5条 座長は、出席者の互選により定める。

2 座長は、検討会を代表し、会議を総括する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、姫路市産業局農林水産部農政総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。